

令和7年度きょうとこどもの城づくり事業（ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業夏休み等短期型）実施に係る運営業務企画提案仕様書

本仕様書は、京都府が実施する「令和7年度きょうとこどもの城づくり事業（ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業夏休み等短期型）」実施に係る運営業務に関し、委託契約の相手方に基本的な業務の枠組み及び仕様を明らかにするものである。

1 事業の趣旨・目的

ひとり親家庭の悩みや不安を持つ子どもと保護者のそれぞれが、気軽に交流し集うことができ、子どもの生活支援や学習支援等を実施する居場所を提供することで、精神的・経済的に不安定な子どもの心の安定や、学習習慣の定着と生活習慣の確立を図る。

2 業務の内容

(1) こどもの居場所

ア 夏・冬・春の長期休暇に、こどもの居場所を開設し、ひとり親家庭の子どもの学習習慣の定着と生活習慣の確立に向けた各種支援を行うこと。

- ①学習支援：子どもの学力に応じた個別指導など、学習習慣の定着に向けた取組
- ②相談支援：子どもや親からの相談に応じ、悩みや不安の解消を図るとともに、子どもの夢や希望の実現に向けて努力する方向になるような自己肯定感を養う取組や各種支援策の情報提供
- ③生活支援：あいさつ（礼儀）、入浴といった基本的な生活習慣の習得支援や生活指導など、生活習慣の確立に向けた取組（調理実習を含めた食事の提供を含む）
- ④交流活動：個々の家庭では参加困難な地域の行事やイベントに参加するなど、社会生活を営む上で必要な人との関わりを養う取組
- ⑤支援員研修：こどもの居場所で支援する支援員の資質の向上を図る研修
- ⑥地域連携：地域の学校（教育委員会）や福祉団体・NPO法人等と連携し、見守り支援やさらなる支援が必要な子どものケース会議の開催などの連携支援活動
- ⑦その他の活動：参加する子どもが継続して参加したいと思えるような特徴的な取組

	夏休み等短期型
開設日数	年間15日以上
委託料限度額	405,000円（消費税を含む。）／1箇所あたり
支援の対象者	原則として、ひとり親家庭の親と子（主に小学生とする。）及び養育者家庭の親と子
事業の内容（支援等の内容）	上記記載の取組のうち、①学習支援及び②相談支援については必須事業とし、③～⑦については任意事業とする。

イ こどもの居場所を運営するに当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- ①以下に掲げる者を配置し、子どもの状況が十分把握できる体制とすること。ただし、管理者とコーディネーターの兼務は差し支えない。
 - ・管理者（支援員の指導・調整、会場運営に係る現場を統括する者）
 - ・支援員（ひとり親家庭の福祉の向上に理解と熱意を有すると認められる者であつ

- て、子どもに対して適切な生活支援や学習支援が行える者)
- ・コーディネーター（教員 OB や学生等の支援員（以下「支援員」という。）の募集・選定・派遣調整・教材の作成等を行う者）
- ②こどもの居場所において、食事等の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、保健所の指導等に従い衛生管理等に十分配慮すること。
 - ③相談支援を実施した場合は、個人情報取り扱いに十分配慮するとともに、必要に応じ、関係機関と連携し適切な対応を図るとともに、その内容を記録すること。
 - ④こどもの居場所の運営に際し、必要に応じ、参加者から実費徴収することができる。
 - ⑤本事業により取得した備品等の使用に関する権限は、こどもの居場所を開設している間京都府に帰属することについて同意すること。なお、本事業により取得した備品等は本事業においてのみ使用するものとする。
 - ⑥経費の執行に当たっては、本事業に係る経費を明確に区分し、適切な経理を行うこと。
 - ⑦業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ京都府の承諾を得たときは、この限りでない。

(2) 送迎型【加算（任意事業）】

- ア 前記(1) こどもの居場所において、居場所と居場所に参加する子どもが集まる学校等又は居場所と居場所に参加する子どもの居宅間の送迎を原則、こどもの居場所の全開催日に行うこと（原則、居場所と学校等又は居場所と子どもの居宅間が概ね2キロメートル以上の場合に限る）。
- イ 委託料の額は、前記(1) こどもの居場所事業の額に1箇所あたり 30,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限に加算する。
- ウ 送迎の実施に当たっては次の点に留意すること。
 - ①ひとり親家庭の子どもに対して、居場所と学校等又は居場所と子どもの居宅間について車による送迎を行うこと。
 - ②送迎に必要な支援員を適切に配置して実施体制を整えること。
 - ③安全に十分配慮するとともに、自動車の任意保険に必ず加入し、万が一事故等が発生した場合は当該保険で対応すること。
 - ④参加者から送迎に係る費用を徴収しないこと。
 - ⑤個人情報の取り扱いに十分配慮するとともに、必要に応じ、関係機関と連携し適切な対応を図るとともに、その内容を記録すること。
 - ⑥経費の執行に当たっては、本加算事業に係る経費を明確に区分し、適切な経理を行うこと。

3 その他

- (1) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の事業内容については、京都府と協議して決定する。
- (2) 個人情報の保護
受託者は、本業務を履行する上で、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び契約書第 18 条の 2 「個人情報の保護」を遵守すること。